平成２４年（フ）第１６７８号
東京都東村山市栄町２丁目29―５―301
債務者　小林　綾子（旧姓佃）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７９６０号
埼玉県東松山市幸町15―８
破産者　関和　光広
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５３号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目46番19号
破産者　有限会社堀内設備
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４７号
長野県木曽郡木祖村大字藪原1284番地
破産者　有限会社カミムラ鋼機
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２７５号
長野県松本市大字島立2045番地４
破産者　有限会社緑の風
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５７２号
茨城県鉾田市紅葉892番地169
破産者　水戸あさひ書籍販売株式会社
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６８号
茨城県石岡市若松１丁目５番35号
破産者　株式会社マルシチ
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３５３号
埼玉県飯能市仲町27番20号
破産者　有限会社くりはら
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８５号
埼玉県川越市大字山田914番地24
破産者　有限会社ハナブサ
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５９号
千葉県印西市小林1702番地の１
破産者　有限会社斉藤建築事務所
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８４４号
横浜市中区羽衣町３丁目63番地羽衣ビル３Ｆ
破産者　ディシーエイエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８４５号
横浜市旭区中白根４丁目10番１―214号
破産者　株式会社ワッツプランニング
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８４６号
横浜市中区羽衣町３丁目63番地羽衣ビル３階
破産者　株式会社エセント
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８１号
相模原市中央区矢部１丁目16番６号
破産者　株式会社エイム
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１号
沖縄県名護市字屋部1679番地の３
破産者　有限会社萬茂重機土木
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２２１号
山形市円応寺町８番４号
破産者　有限会社イヌカイ商事
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
群馬県太田市新田早川町257番地
破産者　有限会社水研化工
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２８３７号
東京都港区東麻布１丁目８番10号
破産者　株式会社デユフオルム
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８７号
石川県白山市村井町701番地
破産者　有限会社ニシヤマ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２６３号
静岡県掛川市富部237番地
破産者　エム・ティー・エー株式会社
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
静岡県浜松市中区住吉２丁目23番27号
破産者　有限会社パレンタド
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係